改正後	改正前
が二年以内のものであること。ただし、高度情報通信技術資格のうち、特に高度な専門的知識及び技術に関するものとして人材開発統括官が定める基準に該当するものの取得を訓練の目標とする課程については、当該教育訓練の期間及び時間が、人材開発統括官が定める要件を満たすものであること。	間が二年以内のものであること。ただし、高度情報通信技術資格のうち、特に高度な専門的知識及び技術に関するものとして職業能力開発局長が定める基準に該当するものの取得を訓練の目標とする課程については、当該教育訓練の期間及び時間が、職業能力開発局長が定める要件を満たすものであること。
二　（略）	二　（略）

（キャリアコンサルタントであって厚生労働大臣が定めるものの一部改正）

第十二条　キャリアコンサルタントであって厚生労働大臣が定めるもの（平成二十六年厚生労働省告示第三百八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
雇用保険法施行規則第百一条の二の十二第一項第一号の規定に基づき、キャリアコンサルタントであって厚生労働大臣が定めるものは、次の各号のいずれにも該当する者とする。 一・二　（略） 三　厚生労働省人材開発統括官が委託して実施するキャリアコンサルティング（職業能力開発促進法第二条第五項のキャリアコンサルティングをいう。）に係る研修を受けている者	雇用保険法施行規則第百一条の二の十二第一項第一号の規定に基づき、キャリアコンサルタントであって厚生労働大臣が定めるものは、次の各号のいずれにも該当する者とする。 一・二　（略） 三　厚生労働省職業能力開発局長が委託して実施するキャリアコンサルティング（職業能力開発促進法第二条第五項のキャリアコンサルティングをいう。）に係る研修を受けている者

（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則第二条第十四号に規定するキャリアコンサルティングを行う者であって厚生労働大臣が定めるもの一部改正）

第十三条　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則第二条第十四号に規定するキャリアコンサルティングを行う者であって厚生労働大臣が定めるもの（平成二十八年厚生労働省告示第百二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成二十三年厚生労働省令第九十三号）第二条第十四号の規定に基づき、キャリアコンサルティングを行う者であって厚生労働大臣が定めるものは、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条の三に規定するキャリアコンサルタント、又は厚生労働省若しくは厚生労働省が委託して実施するジョブ・カード（同法第十五条の四第一項に規定する職務経歴等記録書をいう。以下同じ。）を用いたキャリアコンサルティングに係る講習を修了した者若しくはこれと同等の能力を有すると認められる者であって、ジョブ・カードの作成の支援を行うことが認められる者として厚生労働省職業安定局長及び厚生労働省人材開発統括官が定めるものとする。	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成二十三年厚生労働省令第九十三号）第二条第十四号の規定に基づき、キャリアコンサルティングを行う者であって厚生労働大臣が定めるものは、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条の三に規定するキャリアコンサルタント、又は厚生労働省若しくは厚生労働省が委託して実施するジョブ・カード（同法第十五条の四第一項に規定する職務経歴等記録書をいう。以下同じ。）を用いたキャリアコンサルティングに係る講習を修了した者若しくはこれと同等の能力を有すると認められる者であって、ジョブ・カードの作成の支援を行うことが認められる者として厚生労働省職業安定局長及び厚生労働省職業能力開発局長が定めるものとする。

（平成二十九年厚生労働省告示第百八十号の一部改正）

第十四条　平成二十九年厚生労働省告示第百八十号（雇用保険法第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準を定める件の一部を改正する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 1・2　（略） 3　第二項第五号イ後段に規定する教育訓練給付金の支給実績があることについては、当分の間、厚生労働省人材開発統括官が定めるところにより、当該教育訓練の前回指定期間に当該教育訓練を修了した者がいることをもってこれに代えることができる。	附　則 1・2　（略） 3　第二項第五号イ後段に規定する教育訓練給付金の支給実績があることについては、当分の間、職業能力開発局長が定めるところにより、当該教育訓練の前回指定期間に当該教育訓練を修了した者がいることをもってこれに代えることができる。